

○経済産業省告示第九十号

商店街振興組合法施行規則（平成十九年経済産業省令第十二号）第六十七条第三号及び第五号の規定に基づき、経済産業大臣が指定する社債等を次のように定める。

平成十九年三月二十八日

経済産業大臣 甘利 明

1 商店街振興組合法施行規則（以下「規則」という。）第六十七条第三号に規定する経済産業大臣の指定するものは、取得時において指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。附則第二条において同じ。）により、BBB格相当以上の格付が付与されているものとする。

2 規則第六十七条第五号に規定する経済産業大臣の指定するものは、取得時の直前の事業年度における利益配当率が一割以上のものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

（社債等の指定の特例）

第二条 この告示の施行前に取得した社債又は約束手形（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第八号に掲げるものをいう。）であつて取得時における指定格付機関による格付がないもの又はBBB格相当未満のものについては、本則第一項の規定は、同項中「取得時」とあるのを「この告示の施行の日」と読み替えて適用する。

2 この告示の施行前に取得した株式であつて取得時の直前の

事業年度における利益配当率が不明なもの又は一割未満のものについては、本則第二項の規定は、同項中「取得時」とあるのを「この告示の施行の日」と読み替えて適用する。